

しずおか社会福祉事業 共済会だより

第26号

発行 令和7年7月 編集・発行 一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会

少子高齢化が進み、日本の人手不足の状況は深刻化しており、大きな社会問題になっております。コロナ禍が過ぎ経済の状況は戻りつつありますが、他産業に比べて福祉業界の人手不足は恒久的であるうえ、人件費や諸物価の高騰の影響により、社会福祉法人の経営はますます厳しい環境の下に置かれています。そのような中においても良質な福祉サービスを提供するためには、質の高い福祉人材の確保が必要不可欠です。

こうした状況を受け、本会は社会福祉従事者の確保と定着を支えるために、本会の目的である退職共済制度の安定かつ持続的な運営と、福利厚生制度の充実や地域福祉の推進を図るため、次の事業を推進します。

令和7年度の事業計画・予算と令和6年度の事業報告・決算の概要は以下のとおりです。

令和7年度 事業計画・予算

公益目的推進計画に基づき次の事業に取り組みます。

- (1) 退職共済積立金の確実かつ効率的な運用を行い、退職共済制度の健全な運営に努める。
- (2) 福祉関係者を始め、一般県民を対象とした研修・セミナー等を開催し、福祉施設職員の質の向上と地域における社会福祉活動の充実を図る。

<収支予算>

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
基本財産運用収入	1,297	退職手当金支出	350,000
特定資産運用収入	50,130	事業費支出	9,990
負担金収入	396,160	管理費支出	6,062
雑収入(受取利息)	100	退職引当資産支出	50,125
前期収支差額	94,462	予備費	3,000
		次期繰越収支差額	122,972
収入合計	542,149	支出合計	542,149

令和6年度 事業報告・決算

<事業報告>

1 退職手当金給付事業

(1) 退職手当金等の給付状況

退職手当金	該当者	1,997 人	347,799,800 円
退職手当(無)	該当者	933 人	0 円
死亡弔慰金	該当者	(14 人)	700,000 円
問題退職	該当者	2 人	0 円
時効(退職金給付なし)等	該当者	21 人	0 円
その他	該当者	1 人	0 円
計		2,954 人	348,499,800 円

(2) 会員及び対象施設、職員の状況(令和7年3月末現在)

<会 員 数> 353法人等(内訳:社会福祉法人350、宗教法人1、個人経営2)

<施 設 数> 1,303施設

<加入職員数> 27,911人

施設種類別職員数		
区 分	施設数	職員数(人)
救護施設	7	168
児童施設	90	1,545
保育所・こども園	345	7,761
老人福祉施設	492	9,186
障害者施設	339	3,998
婦人保護施設	1	3
その他	29	5,250
合 計	1,303	27,911

2 地域福祉推進事業

(1) 福祉講座・セミナーの実施

ア 児童福祉におけるスキルアップ研修会〔県社会福祉士会と合同主催〕

(2) 就業支援研修会等の実施

ア 再就職支援事業等の参加

イ フォローアップセミナー〔共催:県社会福祉協議会社会福祉人材センター〕

ウ 静岡県福祉職合同入職式〔共催:県社会福祉協議会社会福祉人材センター〕

(3) 広 報

ホームページにより情報の開示と提供を行った。

「共済会だより」を7月に発行(年1回)

(4) 調査研究

今年度は法人の公益化についての情報収集に努め、今後の検討の下地づくりを行った。

3 法人運営

(1) 理事会(4回)・評議員会(3回)・正副会長会議(2回)の開催

(2) 資産運用委員会(2回)・企画委員会(1回)の開催

(3) 監事監査の開催(R6.5.8)

監査結果 適正に実施されていることが認められました。

< 決算報告 >

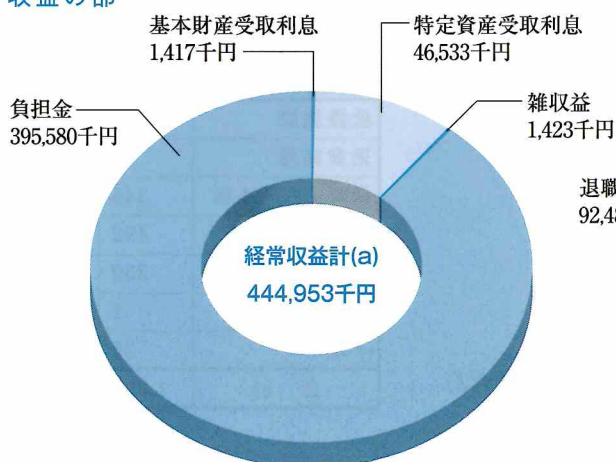
正味財産増減計算書

令和7年3月31日

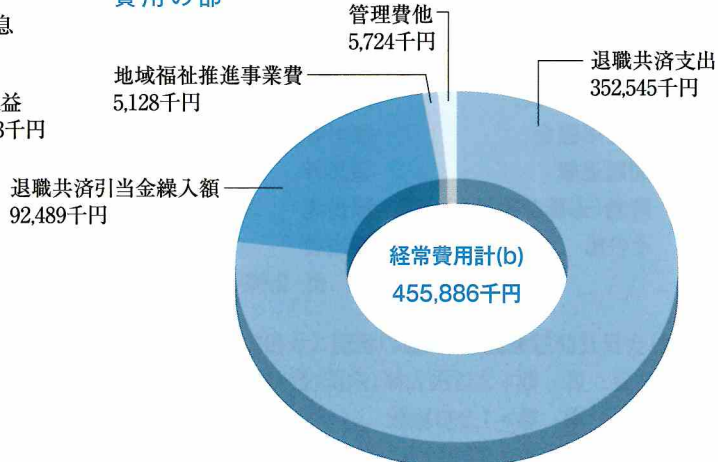
(単位:千円)

会計区分	退職共済給付事業	地域福祉推進事業	法人会計	合計
経常収益計(a)	432,279	0	12,674	444,953
経常費用計(b)	445,034	5,128	5,724	455,886
当期経常増減額(A:a-b)	△12,755	△5,128	6,950	△10,933
他会計振替額(B)	△5,128	5,128	0	0
一般正味財産期首残高(C)	105,347	0	73,866	179,213
指定正味財産期首残高(D)	120,260	0	0	120,260
正味財産期末残高(A+B+C+D)	207,724	0	80,816	288,540

収益の部



費用の部



貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部	4,892,959,506	I 流動負債	187,357
1 預金	392,789,507	II 退職共済引当金	4,604,232,100
2 有価証券	4,499,957,808	III 正味財産の部	288,540,049
3 備品	212,191	1 基本財産	120,260,000
		2 繰越金	168,280,049
資 産 合 計	4,892,959,506	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	4,892,959,506

減価償却累計額 7,393,495 円

資金の運用状況

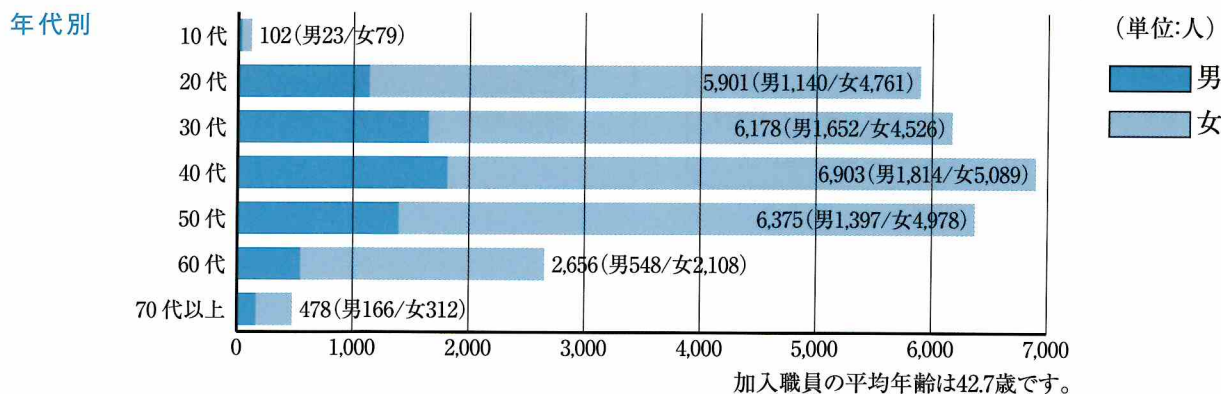
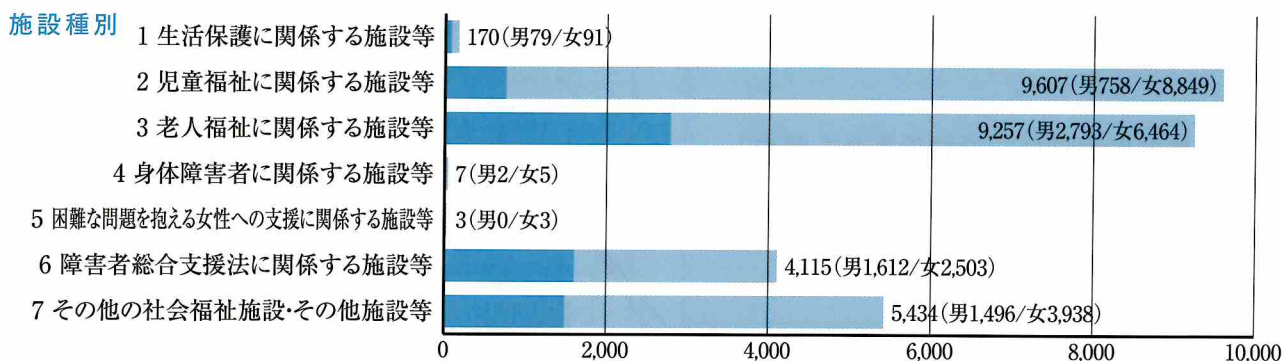
資 産	簿 価	時 価	評価損益
国内債券(30 銘柄)	4,499,957,808	4,153,620,000	△346,337,808
その他(定期預金・普通預金)	392,789,507	392,789,507	0
計	4,892,747,315	4,546,409,507	△346,337,808

予算・事業計画および決算・事業報告については、県共済会のホームページにも掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。

本会の会員職員の現況

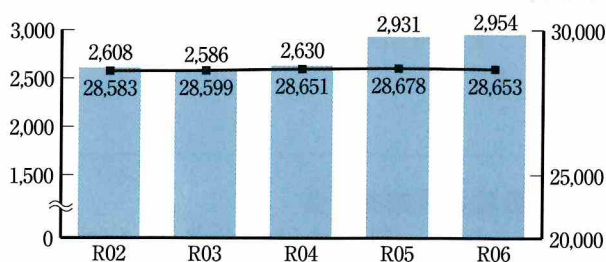
令和7年4月1日現在の加入職員状況

(職員総数:28,674 男:6,843 女:21,831)

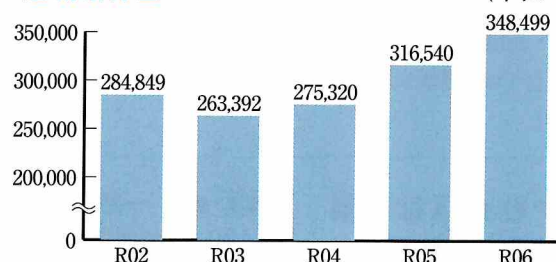


過去5か年の退職者・退職給付金・加入職員数の推移

退職者・加入者 (単位:人)



退職給付金 (単位:千円)



退職手当金請求の手順

令和7年1月から福祉医療機構の新システムが稼働したことにより、退職手当金の請求の仕方・手順に変更が生じました。あらためてここでお知らせします。

【基本の手順】

最も多いと思われる基本の手順に該当する方は、以下の条件を両方とも満たす方です。

- ・県共济会の加入期間が3年以上（退職手当金が支給される）
- ・福祉医療機構を退職手当金の源泉徴収の最終支払者にする（源泉徴収事務を福祉医療機構に行ってもらう）

1 県共济会の退職手当金を請求します。
(様式第4号 職員退職届兼退職手当金請求書を郵送★)

2-① 県共济会から退職手当金に関する通知と源泉徴収票が法人・施設に送付されます。
指定日に退職手当金が振り込まれます。

2-② 退職者に退職手当金をお支払いください。

3 福祉医療機構に退職手当金を請求します。(Webで登録して請求)
2-①で送付された源泉徴収票の添付が必要です。

★退職手当金の支給がある方は、退職者御本人確認のサインが必要です。なお、以前は押印もいただいていたましたが、令和7年4月1日からサインのみで可となりました。

様式第4号 職員退職届兼退職手当金請求書

(様式第4号)

職員退職届兼退職手当金請求書

令和 年 月 日

一般財団法人静岡県社会福祉事業共济会会長 様

所在地
法人名
代表者名

下記のとおり職員が退職したので届けます。なお、退職手当金については負担金引落口座へ送金してください。

法人番号	施設番号	施設名
職員番号	退職者氏名	(旧姓)
生年月日	昭和・平成	年 月 日 (男・女)
共济会加入年月日	昭和・平成・令和	年 月 日
施設加入年月日 ※1	昭和・平成・令和	年 月 日
退職年月日	平成・令和	年 月 日
退職理由	1 普通退職	2 死亡
合算申出の有無	有	無

※1 最終在籍施設に加入または移動した日(を記入してください)
※2 合算解除を○にした場合は、退職者欄の「共济会加入年月日」「施設加入年月日」の記載を省略することができます。

☆3年以上の在籍期間のある退職職員には、下記の退職者確認欄へ本人の署名を載ってください。
※3 合算有に記入したときは下記の記載は必要ありません。

私は今回、退職に際して上記届出法人から退職金についての説明を受け、下記項目事項を確認しました。
□退職手当金は、共济会加入期間が3年以上の方に支給されます。
□請求書を受け付けてから1か月程度で法人へ送金を行います。その後、法人から貴方様への支給となります。
※確認した場合は、□の中にチェックを入れてください。

退職者氏名 (位置) 記載日 年 月 日

負担金を口座振替にしていない場合は記入してください。給付がない時は記入不要です。

送金先金融機関名を記入の上、○で囲んでください。

銀行・信用金庫・農 協 支店

金融機関コード 店番号

預金種別 普通・当座 口座番号

口座名義(共济会加入者)

事務担当者 氏 名 連絡先 電話 () () () ()

・死亡による退職の場合は死亡診断書の写しを添付してください。
・請求者に係る個人情報、退職手当共济業務及びこれに附帯する業務の範囲で利用されます。

【県共济会からの退職手当金が支給されない場合】

県共济会の加入が3年未満の場合は退職手当金の支給がありません。

この場合は、1と3を同時にすすめることができます。

Web上での機構の手続きの際に「都道府県の退職金制度への加入の有無」を「未加入」と設定します。

【退職手当金の源泉徴収事務を法人・施設で行う場合】

法人・施設で退職手当金の源泉徴収事務を行う場合は、1と3を同時に進めることができます。

Web上での機構の手続きの際に「機構を先に請求」と設定します。